

令和4年12月定例会 教育長報告

◆ 12月の主な活動

- 8日 第2回総合教育会議（静岡庁舎）[教育長・委員]
- 23日 教育委員会定例会（清水庁舎）[教育長・委員]

◆ 1月の主な予定

- 13日 静岡市優秀教職員表彰式（清水庁舎）[教育長]
- 19日 教育委員会定例会（清水庁舎）[教育長・委員]
- 24日 移動教育委員会（清水マリンビル）[教育長・委員]

①

報告第8号

委員の解嘱について（静岡市文化財保護審議会委員）

静岡市文化財保護審議会委員の解嘱について専決したので、次のとおり報告する。

令和4年12月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(観光交流文化局文化財課)

記

- 1 報告理由 死亡により、静岡市文化財保護審議会委員について、次のとおり解嘱した。
- 2 根拠法令
 - (1) 文化財保護法 第190条
 - (2) 静岡市文化財保護条例 第44条、第46条、第47条
- 3 解嘱する者

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学識経験者	高松良幸	静岡大学教授	8	5

- 4 解嘱日 令和4年11月15日

①

静岡市文化財保護審議会委員

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学識経験者 (彫刻)	浅湫 翁 あさみをなげし	京都国立博物館 上席研究員	7	4
学識経験者 (名勝)	天野光一 あまのこういち	日本大学特任教授	7	4
学識経験者 (日本中世史)	大石泰史 おおいしやすし	大石プランニング(中世史時代考証) 主宰	3	2
学識経験者 (日本近世史)	大塚英二 おおつかえいじ	愛知県立大学名誉教授	9	5
学識経験者 (民俗)	久保田裕道 くぼたひろみち	東京文化財研究所無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長	3	2
学識経験者 (考古)	篠原和大 しのはらかずひろ	静岡大学教授	9	5
<u>学識経験者</u> <u>(日本絵画)</u>	高松良幸 たかまつよしゆき	静岡大学教授	8	5
学識経験者(植物)	瀧川雄一 たきかわゆういち	静岡大学名誉教授	8	5
学識経験者(建築史)	新妻淳子 にいづまじゅんこ	静岡文化芸術大学 准教授	9	5
学識経験者 (日本近代史)	樋口雄彦 ひぐちたけひこ	国立歴史民俗博物館・総合研究大学院 大学教授	5	3

(令和4年11月1日現在 10名)

②

報告第9号

令和5年度 全国学力・学習状況調査の参加について

令和5年度 全国学力・学習状況調査の参加について、次のとおり報告する。

令和4年12月23日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 内容 別紙のとおり
- 2 報告理由 文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室から調査実施の連絡があつたため。

令和5年度 全国学力・学習状況調査の参加について

1 令和5年度調査の主な特徴

(1) 調査内容について

ア 学力に関する調査

- ①小学校調査 国語、算数
- ②中学校調査 国語、数学、英語

	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	国・算		国・算	国・算・理	国・算
中学校	国・数・英	未実施	国・数	国・数・理	国・数・英

イ 学習状況に関する調査

- ①児童生徒を対象とした児童生徒質問紙調査
- ②学校を対象とした学校質問紙調査

(2) 中学校英語の「話すこと」調査を、全ての学校が MEXCBT を活用しオンライン方式

(※1) で実施（中学校英語は令和2年度が未実施のため、4年ぶり2回目の実施。）

(※1) 「MEXCBT（メクビット）」…文部科学省によるコンピュータ使用型調査のこと。

「当日実施校」…全国で500校程度。（本市は文科省の指定で南中と清水第五中。）

「期間内実施校」…それ以外の学校は、希望を踏まえて文科省が調整し、日にちを分散して実施。現在各学校の希望日を文科省に申請している状況。

(3) 児童生徒を対象とした質問紙調査を、一部の学校がオンライン方式(※2)で実施

(※2) 令和6年度からのMEXCBTを活用したオンライン方式全面導入に向けた文科省の実証実験。

全国の小学校で最大80万人、中学校で最大20万人の児童生徒が対象となる予定。
現在各学校の希望の有無を文科省に申請している状況。

2 調査について

(1) 実施予定日 令和5年4月18日（火）

(2) 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況との比較を通して本市の結果を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

(3) 令和5年度調査の実施予定校数

	調査実施予定校数
小学校6年生	81校（※3）
中学校3年生	43校
備考	（※3）小学校全83校中、井川小と玉川小は令和5年度に小6在籍児童がいなかったため81校で実施予定

(4) 文部科学省からの調査結果提供時期

市教委及び学校への調査結果の提供は、Webシステムにて7月末頃に提供予定。

報告第10号

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について、次のとおり報告する。

令和4年12月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- | | |
|--------|---|
| 1 内容 | 別紙のとおり |
| 2 報告理由 | 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問することを報告する。 |

04 静教教児第2386号
令和4年12月23日

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

静岡市教育委員会
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

静岡市教育委員会は、下記の事項について諮詢します。

記

1 知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理由)

令和5年度知的障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について
変更があるため。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理由)

令和5年度自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域
について変更があるため。

特別支援学級新設に伴う通学区域の変更について

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立田町小学校と静岡市立駒形小学校に新設し、静岡市立番町小学校

(知)、静岡市立新通小学校(知)、静岡市立田町小学校(知)及び静岡市立駒形
小学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校、 静岡市立新通小学校、 静岡市立田町小学校及 び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校 及び静岡市立新通小 学校
		静岡市立田町小学校	静岡市立田町小学校
		静岡市立駒形小学校	静岡市立駒形小学校

(2) 静岡市立清水浜田小学校に新設し、静岡市立清水浜田小学校(知)及び静岡市立
清水小学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水小学校	静岡市立清水浜田小学 校及び静岡市立清水小 学校	静岡市立清水浜田小 学校	静岡市立清水浜田小 学校
		静岡市立清水小学校	静岡市立清水小学校

(3) 静岡市立清水小島小学校に新設し、静岡市立清水興津小学校(知)、静岡市立清
水小島小学校(知)、静岡市立清水小河内小学校(知)、静岡市立清水宍原小学校
(知)及び静岡市立清水両河内小学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水興津小 学校	静岡市立清水興津小学 校、静岡市立清水小島 小学校、静岡市立清水 小河内小学校、静岡市 立清水宍原小学校及び 静岡市立清水両河内小 学校	静岡市立清水興津小 学校	静岡市立清水興津小 学校
		静岡市立清水小島小 学校	静岡市立清水小島小 学校、静岡市立清水小 河内小学校、静岡市立 清水宍原小学校及び 静岡市立清水両河内 小学校

(4) 静岡市立安倍川中学校に新設し、静岡市立末広中学校（知）、静岡市立城内中学校（知）、静岡市立安東中学校（知）及び静岡市立安倍川中学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、 静岡市立城内中学校、 静岡市立安東中学校及 び <u>静岡市立安倍川中学 校</u>	静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、 静岡市立城内中学校 及び静岡市立安東中 学校
		<u>静岡市立安倍川中学 校</u>	<u>静岡市立安倍川中学 校</u>

(5) 静岡市立高松中学校に新設し、静岡市立豊田中学校（知）及び静岡市立高松中学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立豊田中学校	静岡市立豊田中学校及 び <u>静岡市立高松中学校</u>	静岡市立豊田中学校	静岡市立豊田中学校
		<u>静岡市立高松中学校</u>	<u>静岡市立高松中学校</u>

(6) 静岡市立清水庵原中学校に新設し、静岡市立清水袖師中学校（知）及び静岡市立清水庵原中学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水袖師中 学校	静岡市立清水袖師中 学校及び <u>静岡市立清水庵 原中学校</u>	静岡市立清水袖師中 学校	静岡市立清水袖師中 学校
		<u>静岡市立清水庵原中 学校</u>	<u>静岡市立清水庵原中 学校</u>

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立田町小学校に新設し、静岡市立番町小学校（自・情）、静岡市立新通小学校（自・情）、静岡市立田町小学校（自・情）及び静岡市立駒形小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校、 静岡市立新通小学校、 <u>静岡市立田町小学校及 び静岡市立駒形小学校</u>	静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校、 静岡市立新通小学校及 び静岡市立駒形小学校
	<u>静岡市立田町小学校</u>		静岡市立田町小学校

(2) 静岡市立清水辻小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校（自・情）、静岡市立清水江尻小学校（自・情）、静岡市立清水袖師小学校（自・情）及び静岡市立清水庵原小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水江尻 小学校	静岡市立清水辻小学 校、静岡市立清水江尻 小学校、 <u>静岡市立清 水袖師小学校及び静岡市 立清水庵原小学校</u>	静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学 校、 <u>静岡市立清水袖師 小学校及び静岡市立清 水庵原小学校</u>
		静岡市立清水江尻小学 校	静岡市立清水江尻小学 校

(3) 静岡市立中島中学校に新設し、静岡市立大里中学校（自・情）及び静岡市立中島中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立大里中学 校	静岡市立大里中学校及 び <u>静岡市立中島中学校</u>	静岡市立大里中学校	静岡市立大里中学校
	<u>静岡市立中島中学校</u>		静岡市立中島中学校

(4) 静岡市立清水第四中学校と静岡市立清水第五中学校に新設し、静岡市立清水第三中学校（自・情）、静岡市立清水第四中学校（自・情）及び静岡市立清水第五中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水第三中学校	静岡市立清水第三中学校、 <u>静岡市立清水第四中学校及び静岡市立清水第五中学校</u>	静岡市立清水第三中学校	静岡市立清水第三中学校
		<u>静岡市立清水第四中学校</u>	<u>静岡市立清水第四中学校</u>
		<u>静岡市立清水第五中学校</u>	<u>静岡市立清水第五中学校</u>

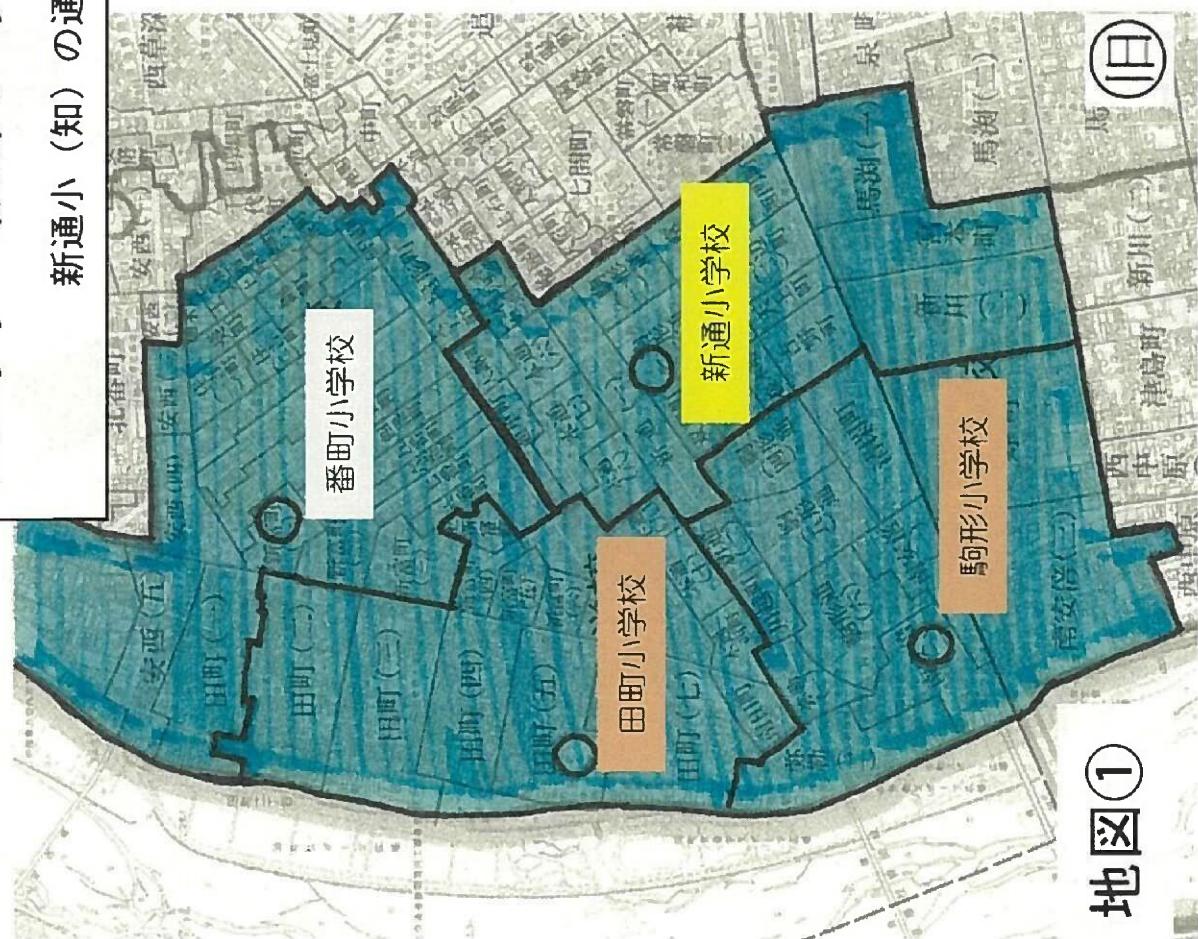
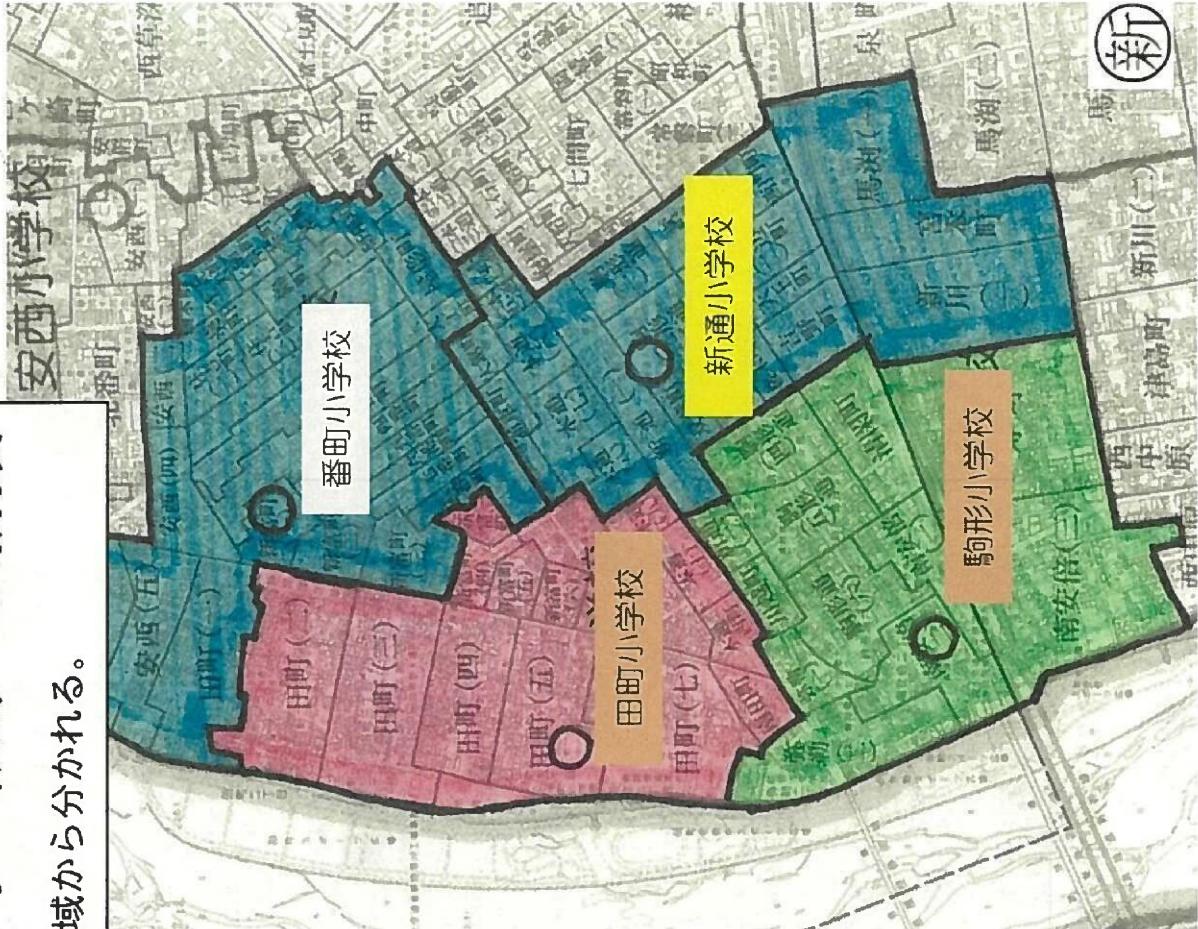
3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和5年4月1日

田町小（知）、駒形小（知）の新設

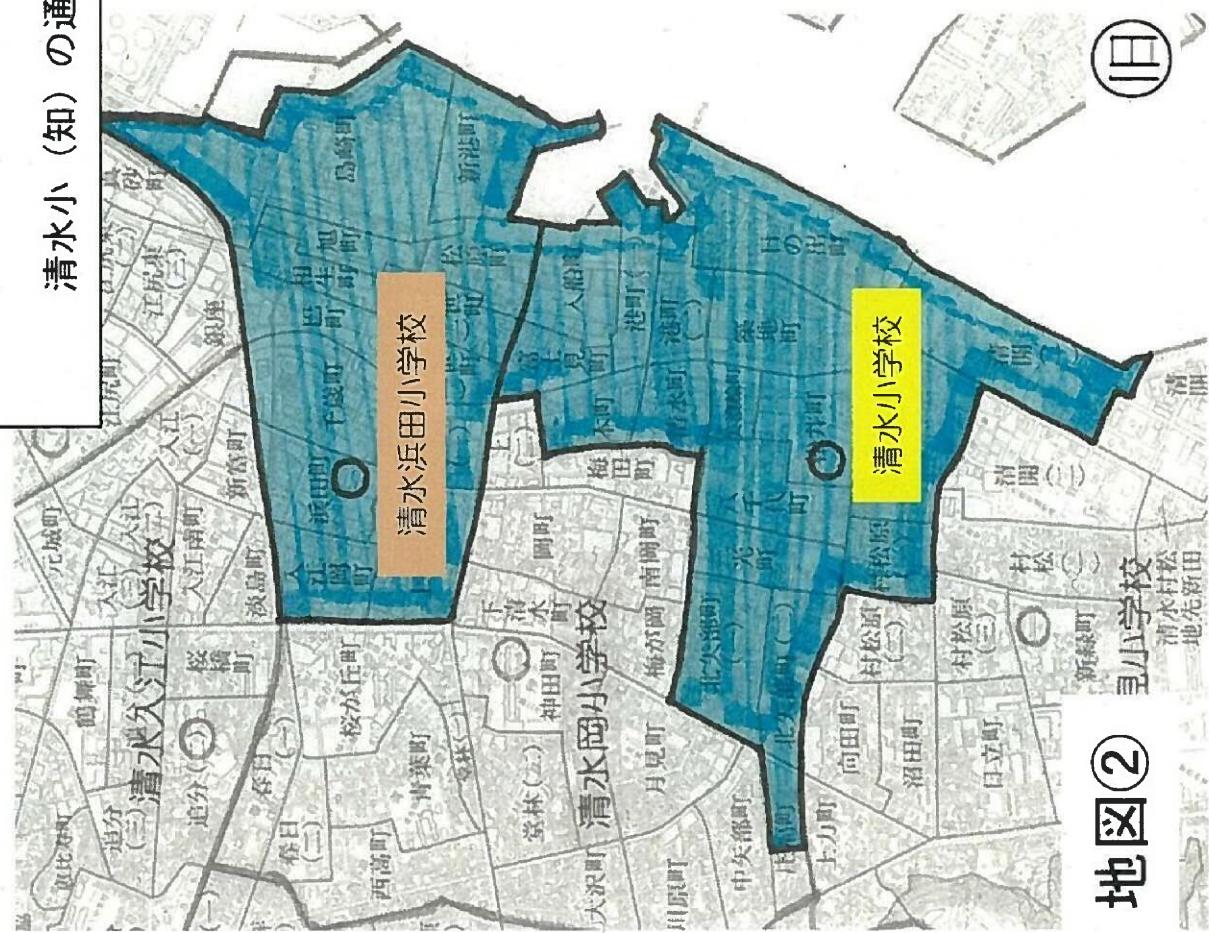
新通小（知）の通学区域から分かれる。



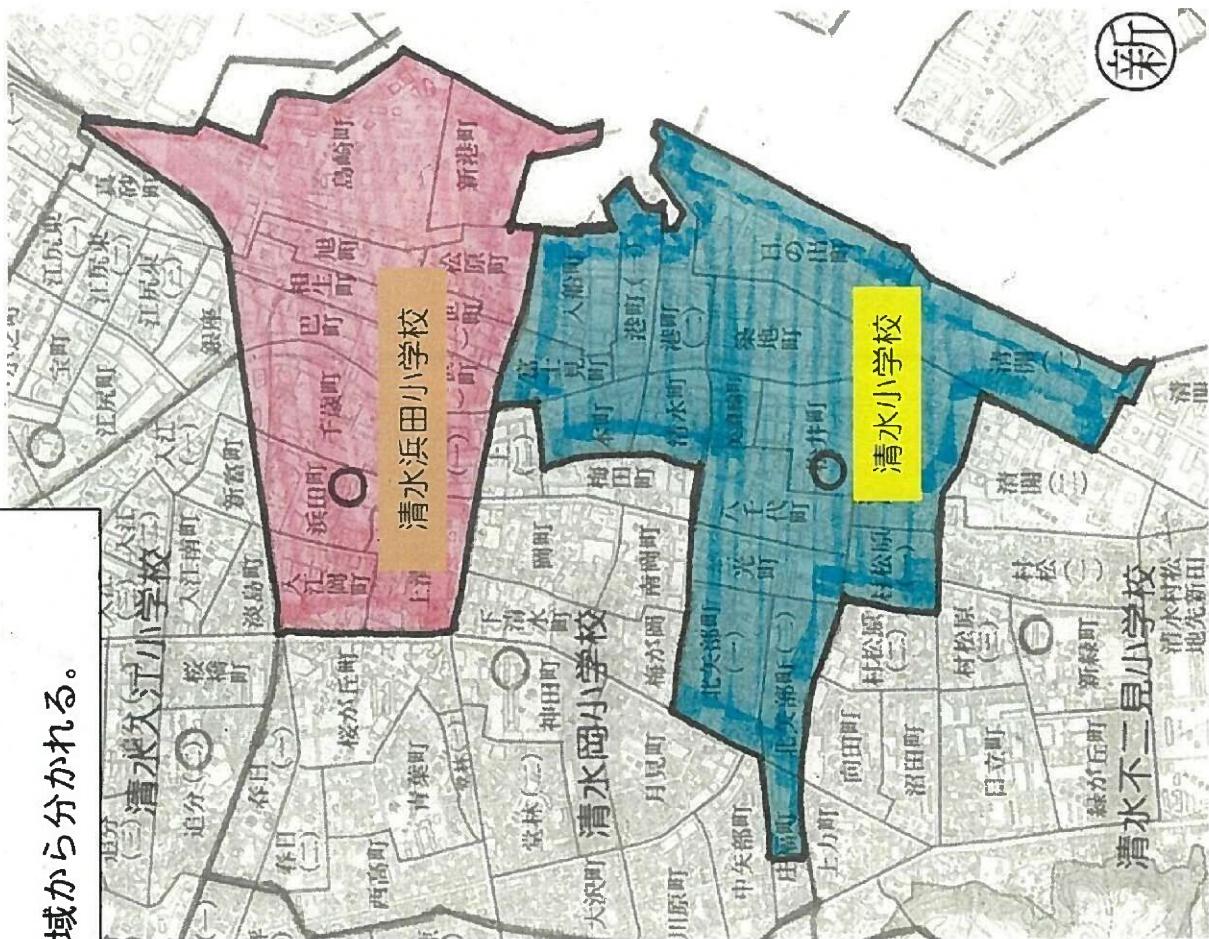
地図①

清水浜田小（知）の新設

清水小（知）の通学区域から分かれます。



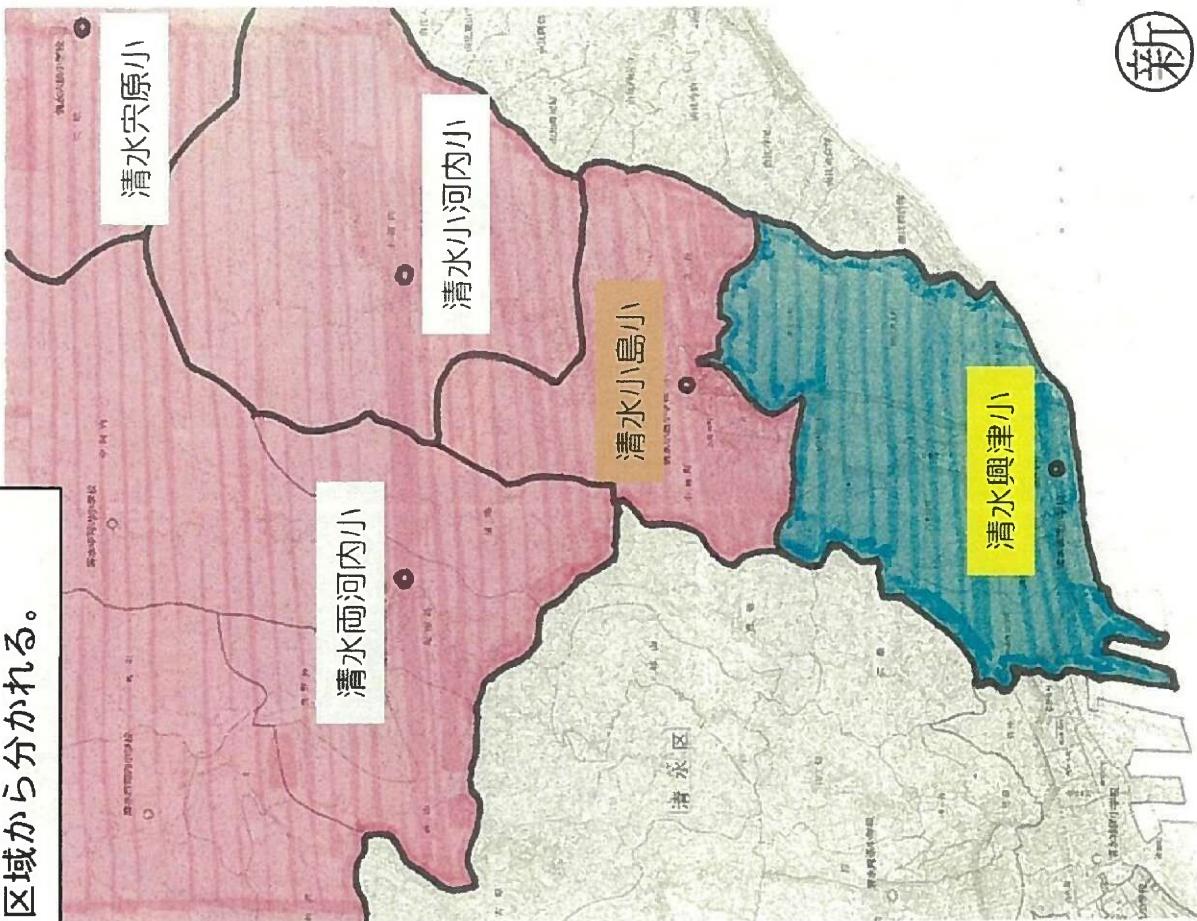
2
地圖



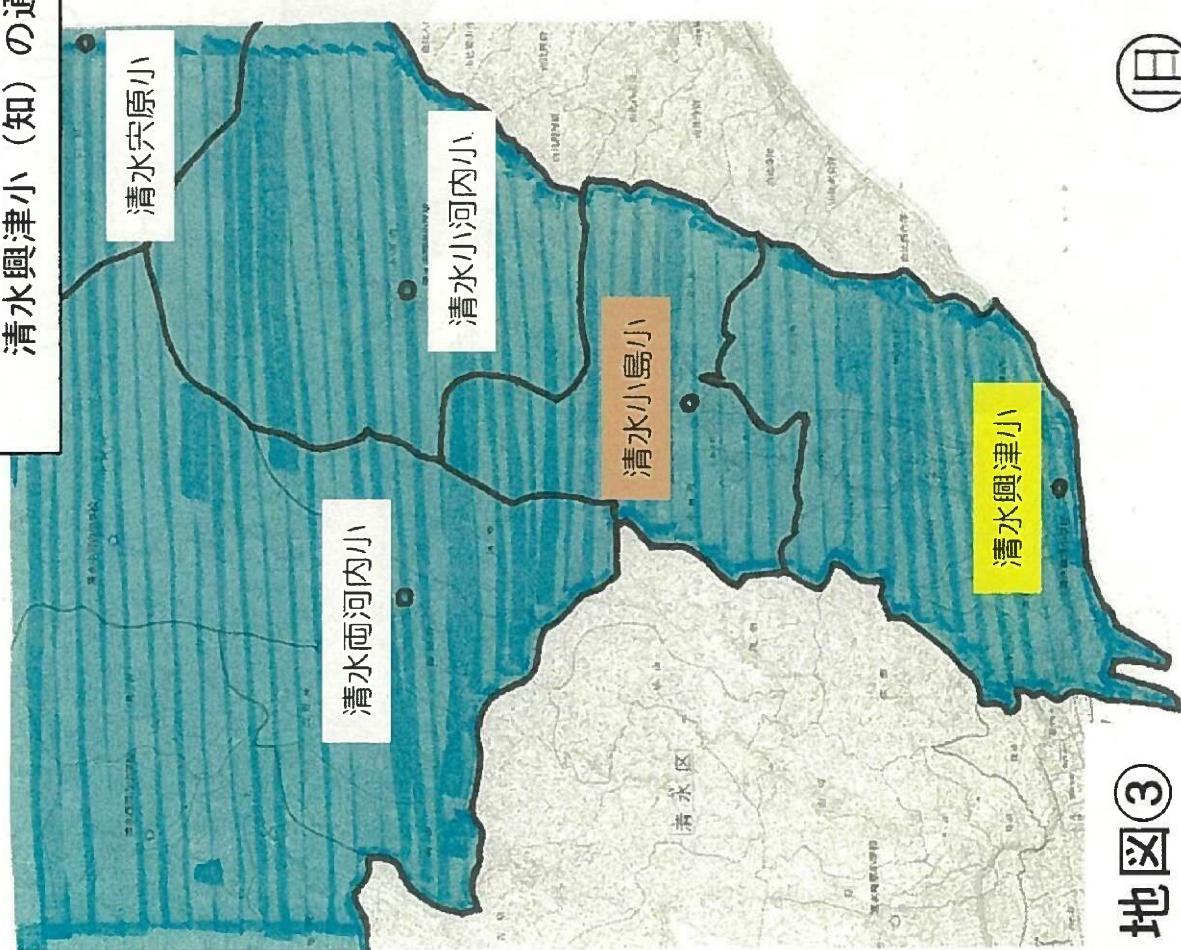
三

清水小島小（知）の新設

清水興津小（知）の通学区域から分かれる。

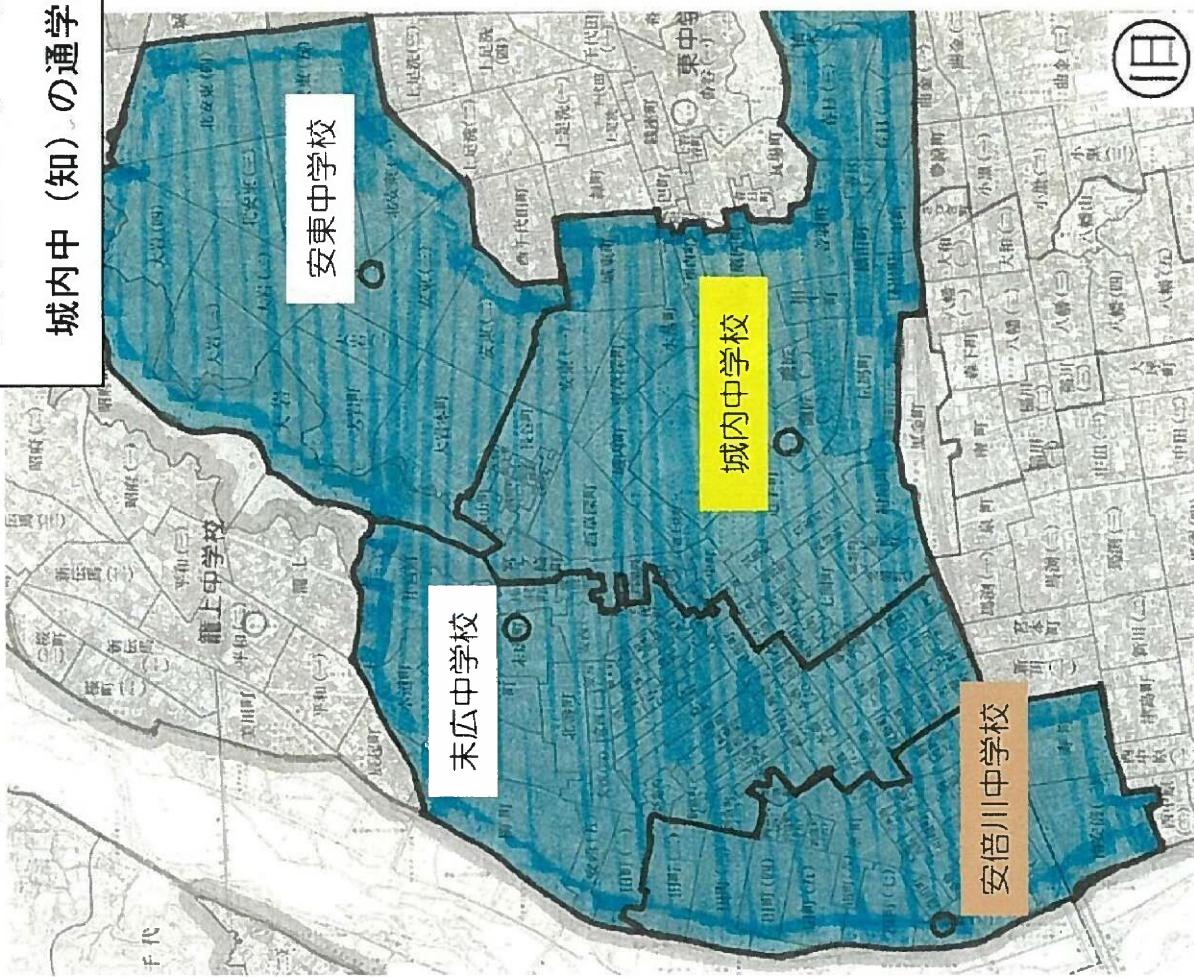
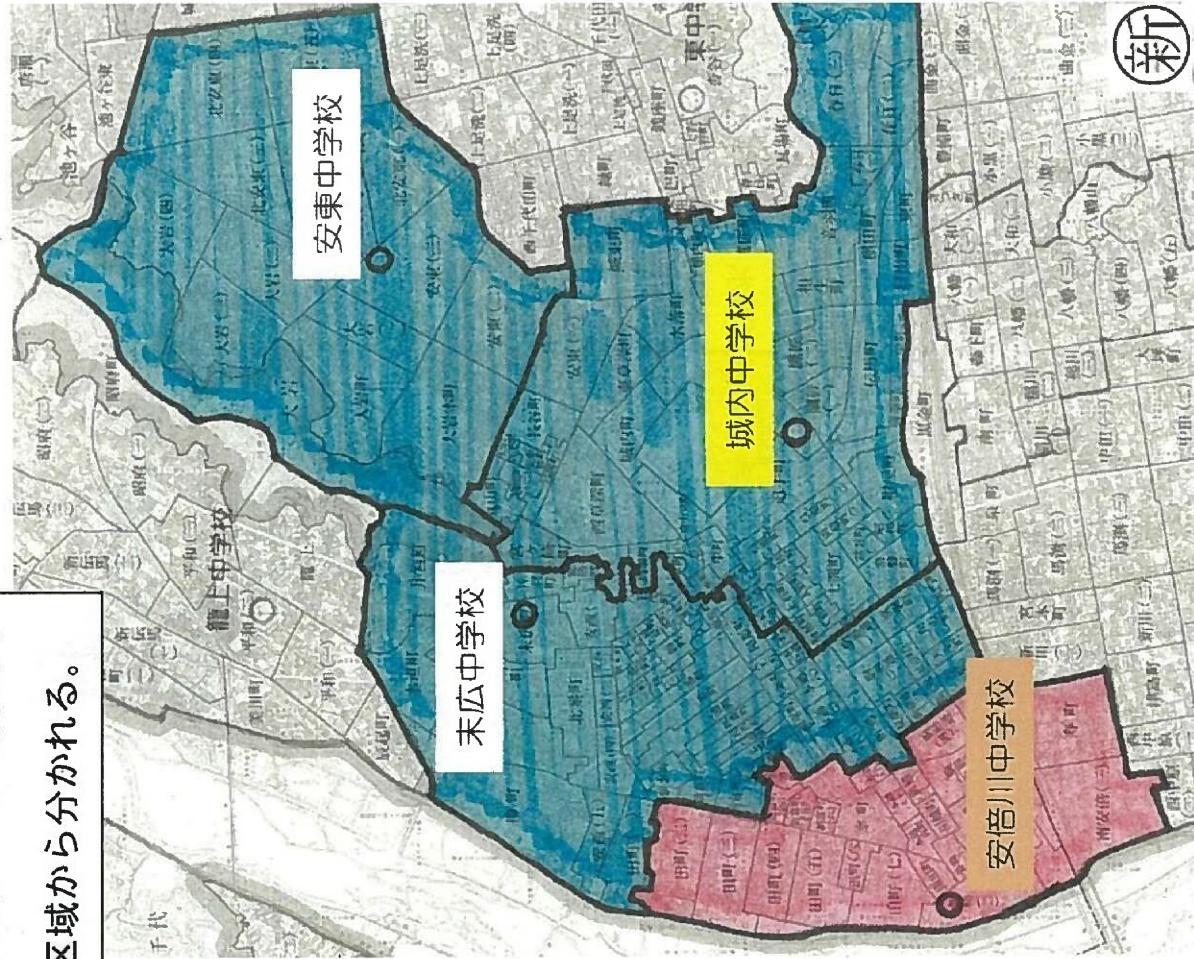


地図③



安倍川中（知）の新設

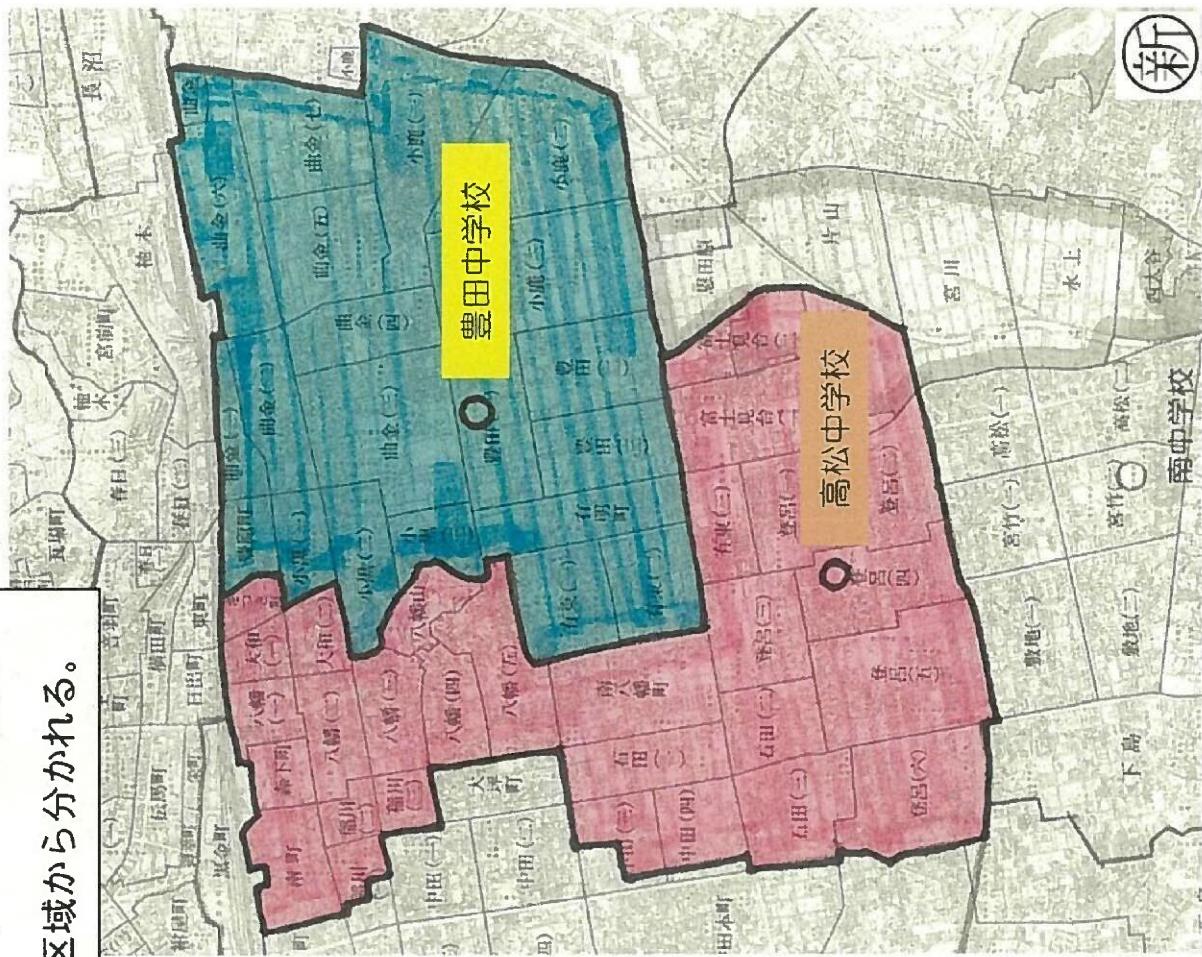
城内中（知）の通学区域から分かれる。



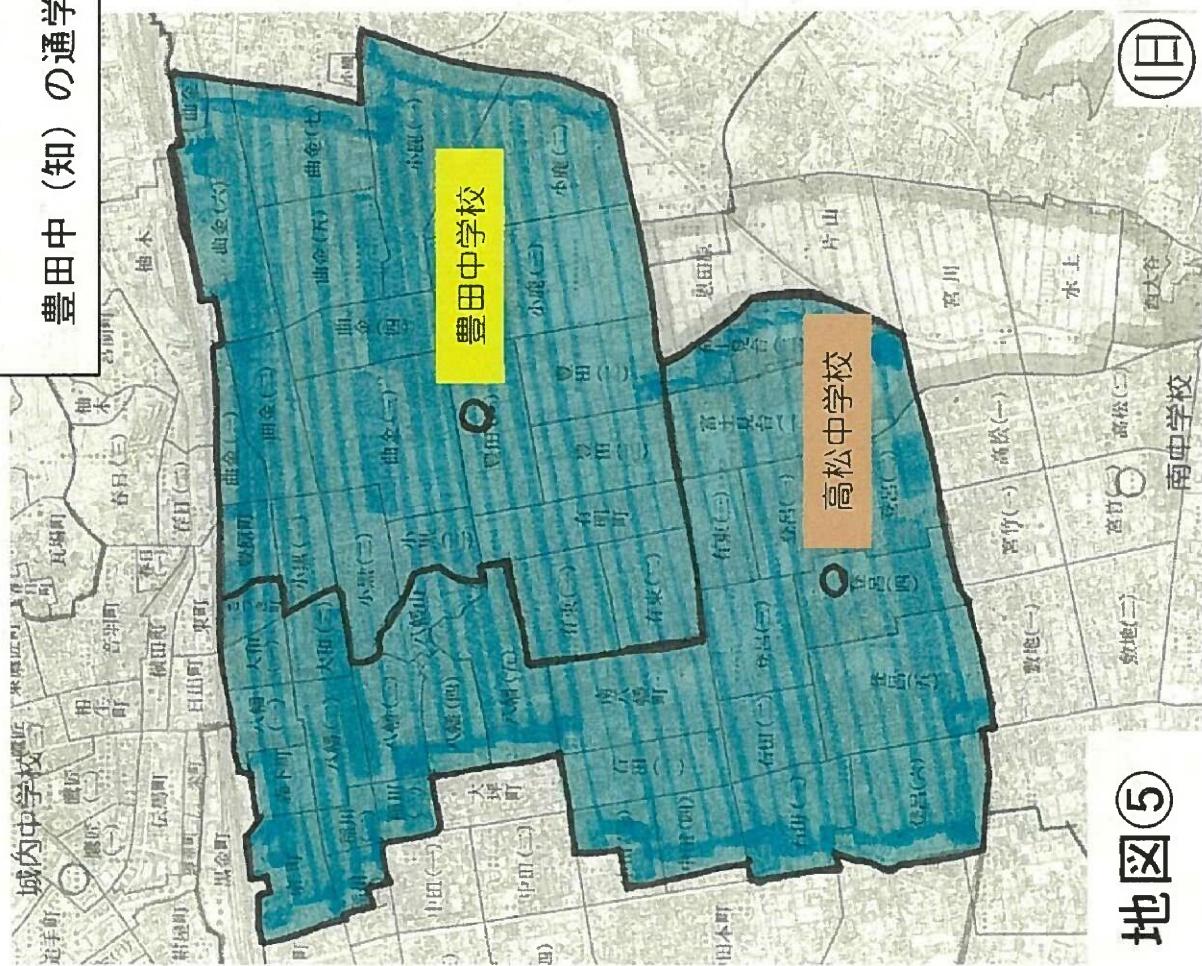
地図④

高松中（知）の新設

豊田中（知）の通学区域から分かれる。



地図⑤

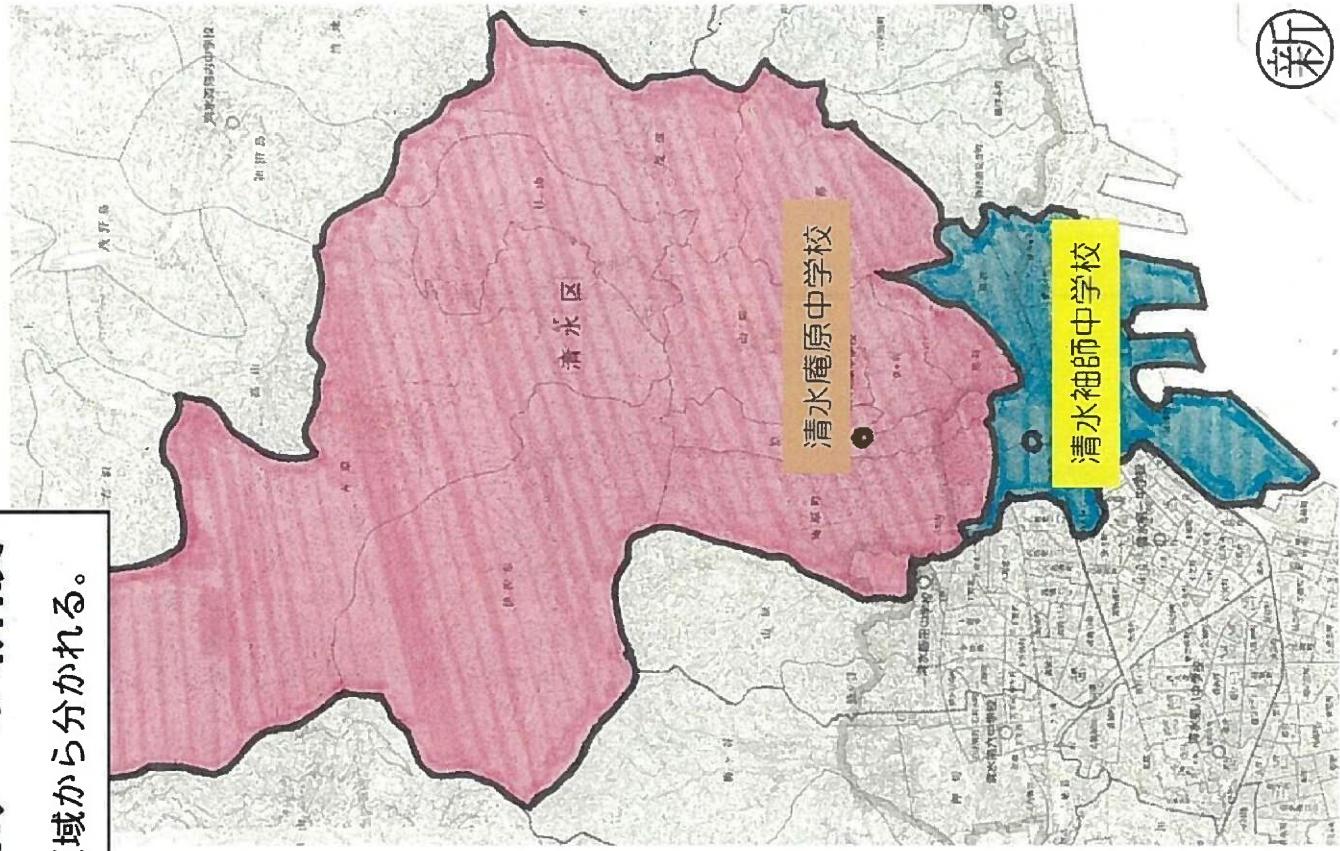


旧

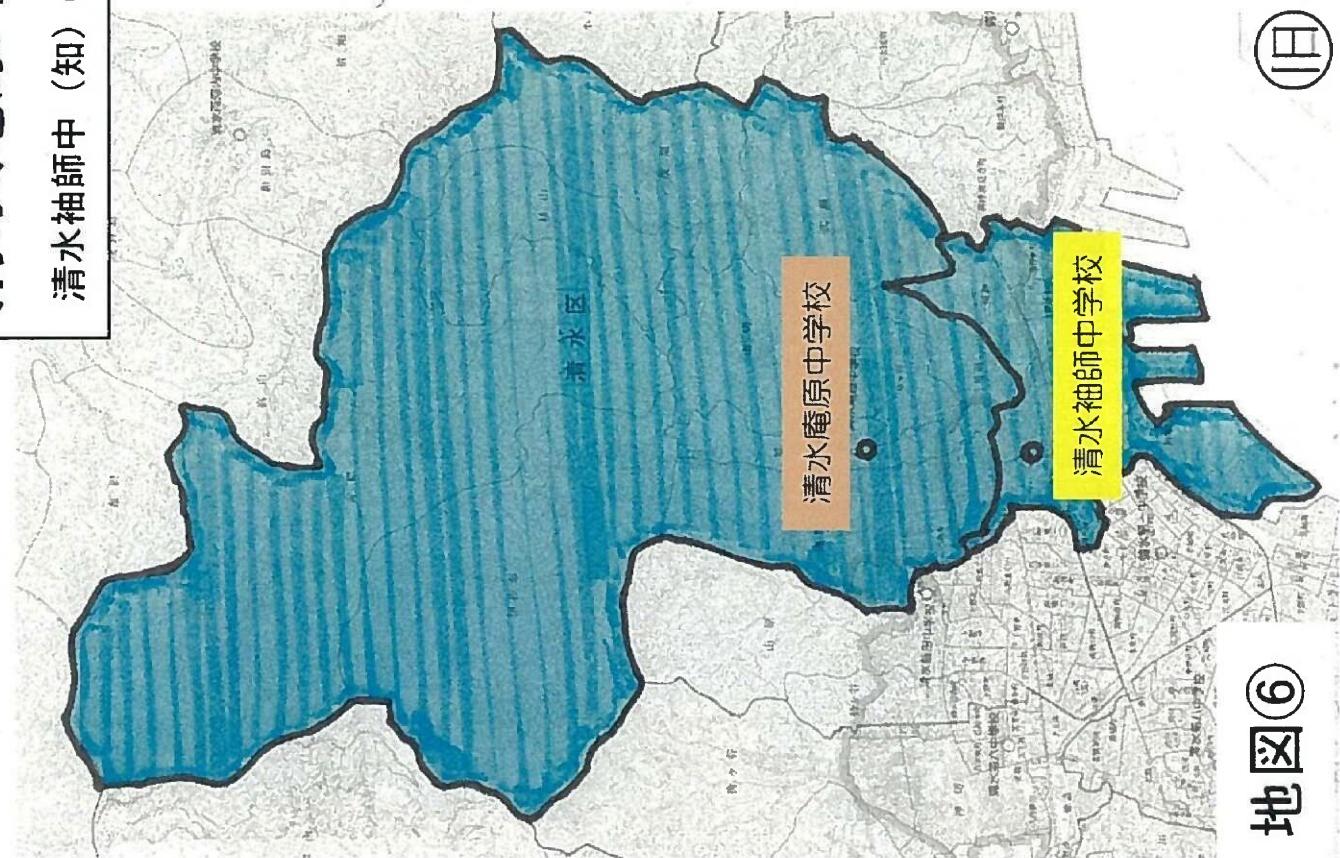
新

清水庵原中（知）の新設

清水袖師中（知）の通学区域から分かれる。

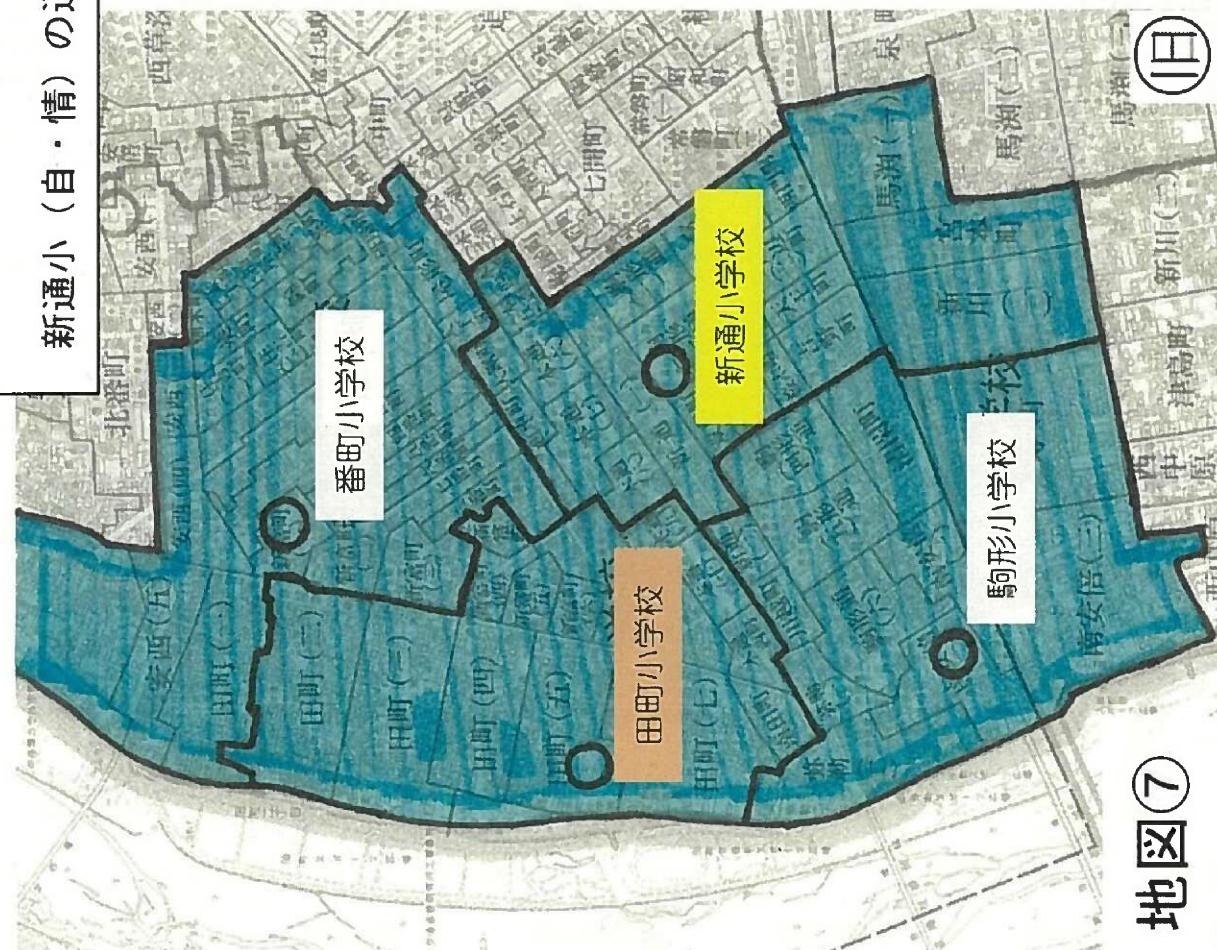
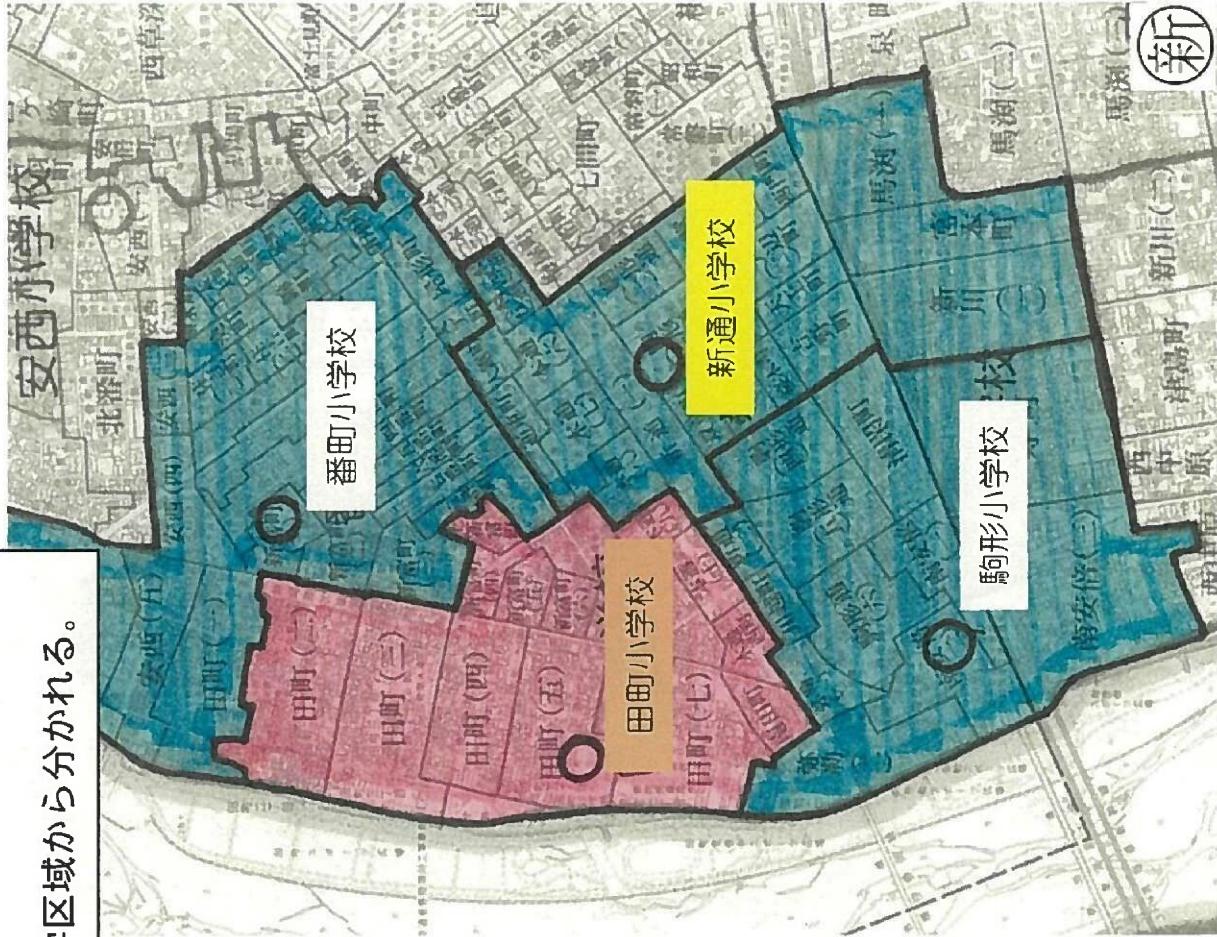


地図⑥



田町小（自・情）の新設

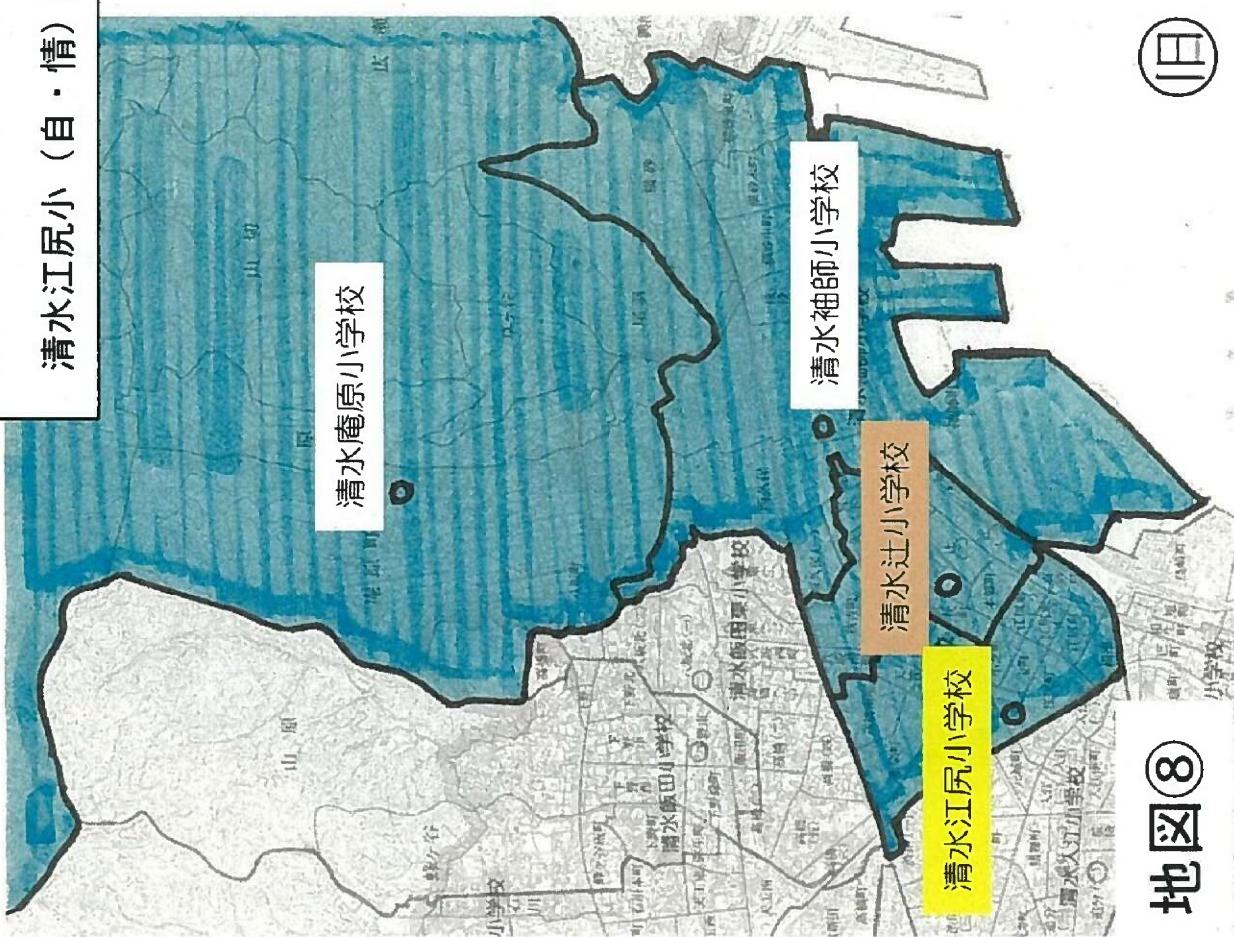
新通小（自・情）の通学区域から分かれる。



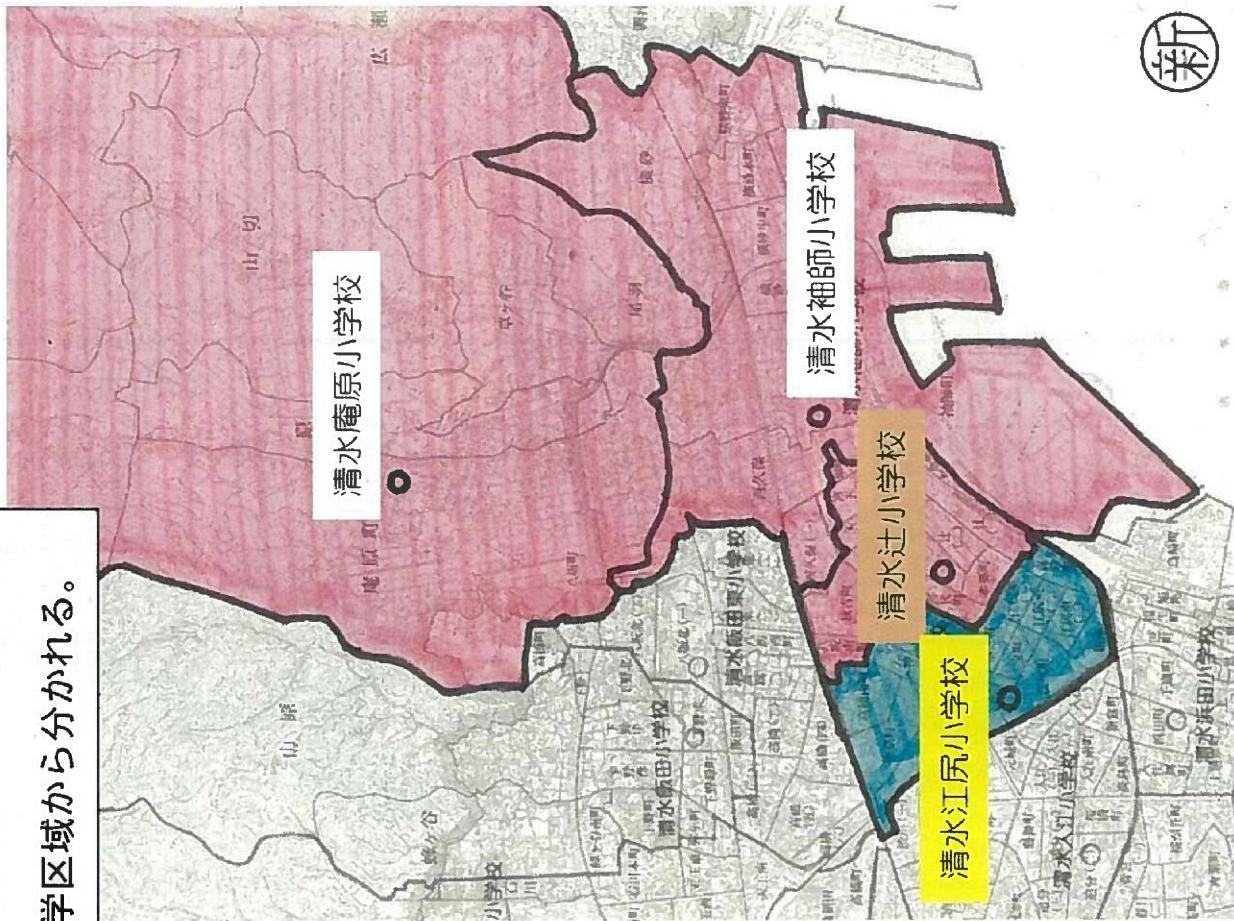
地図⑦

清水辻小（自・情）の新設

清水江尻小（自・情）の通学区域から分かれる。



地図⑧

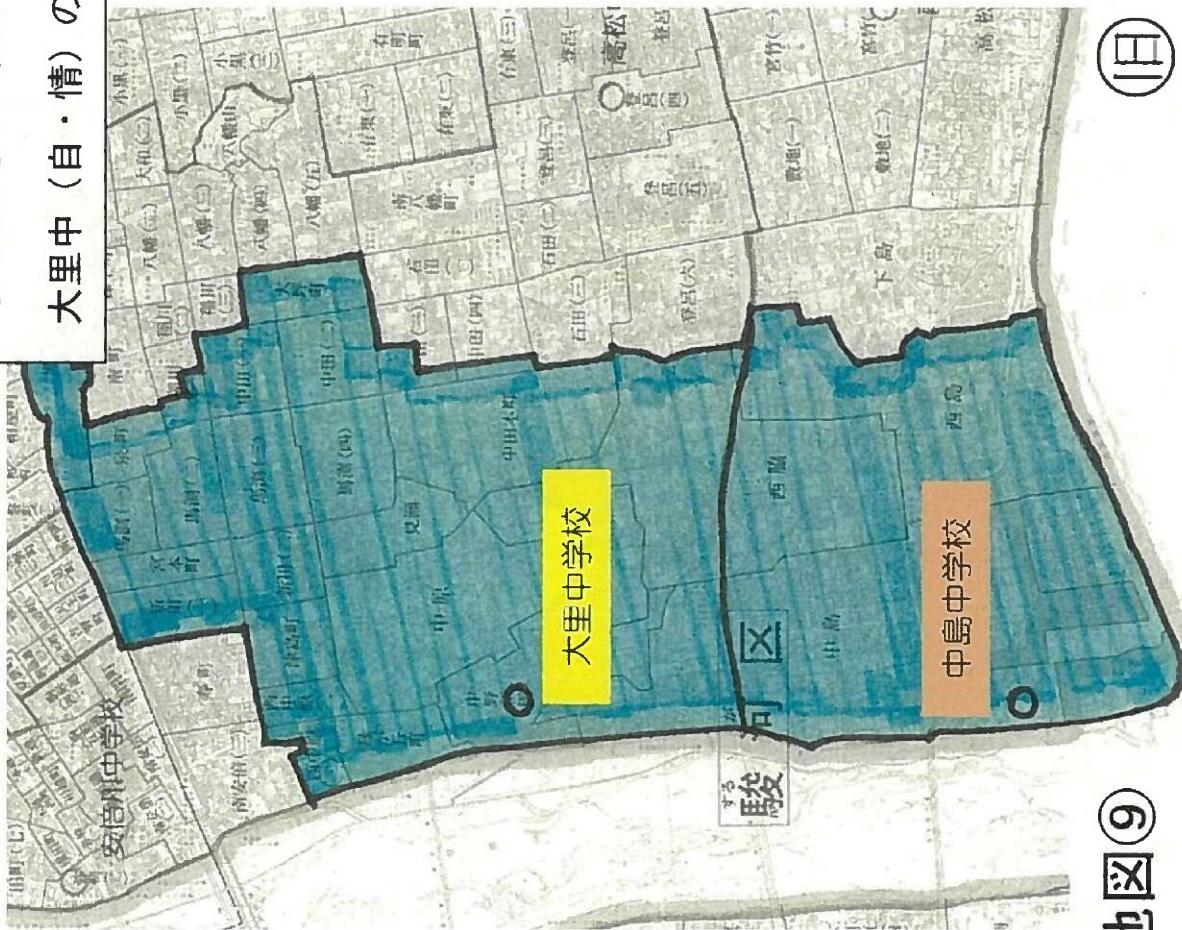


⑧

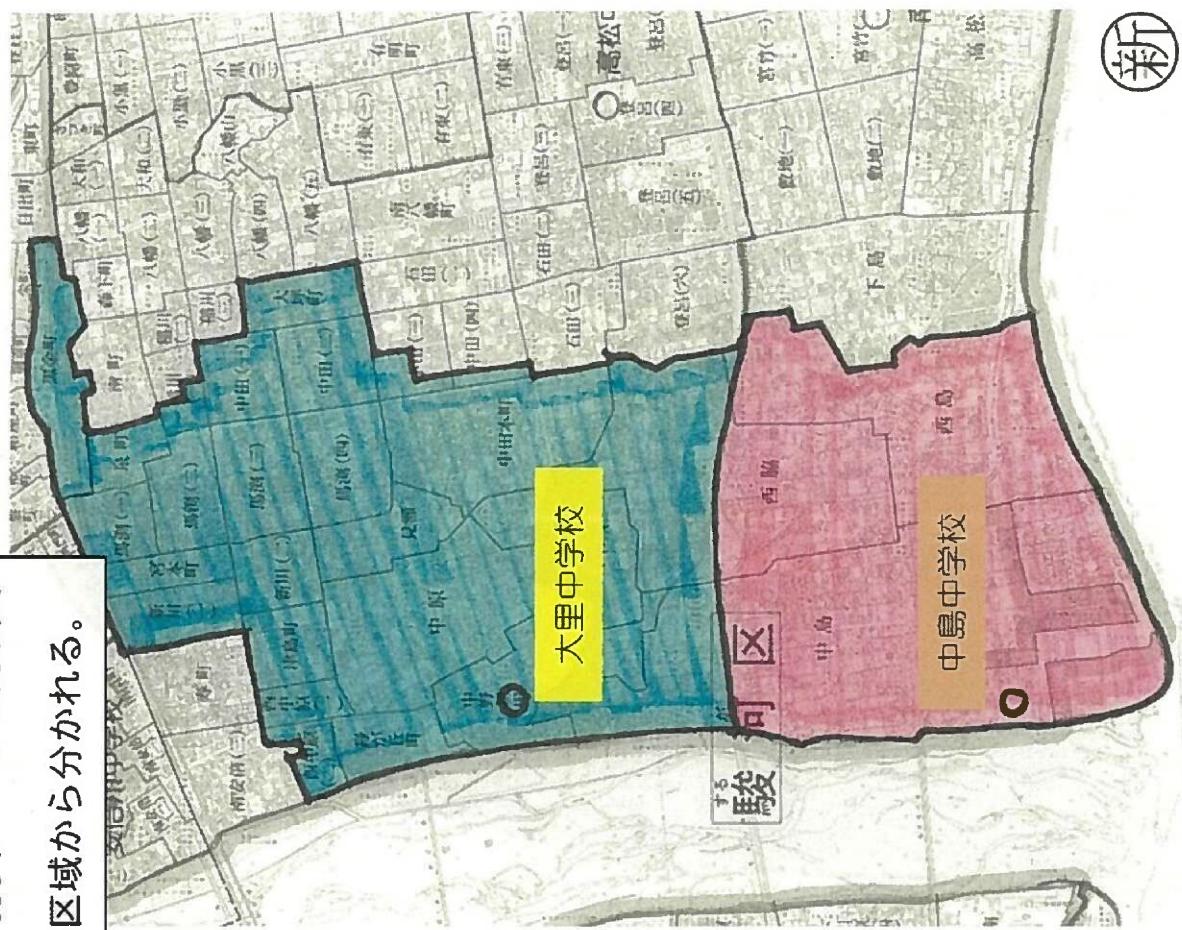
新

中島中（自・情）の新設

大里中（自・情）の通学区域から分かれます。

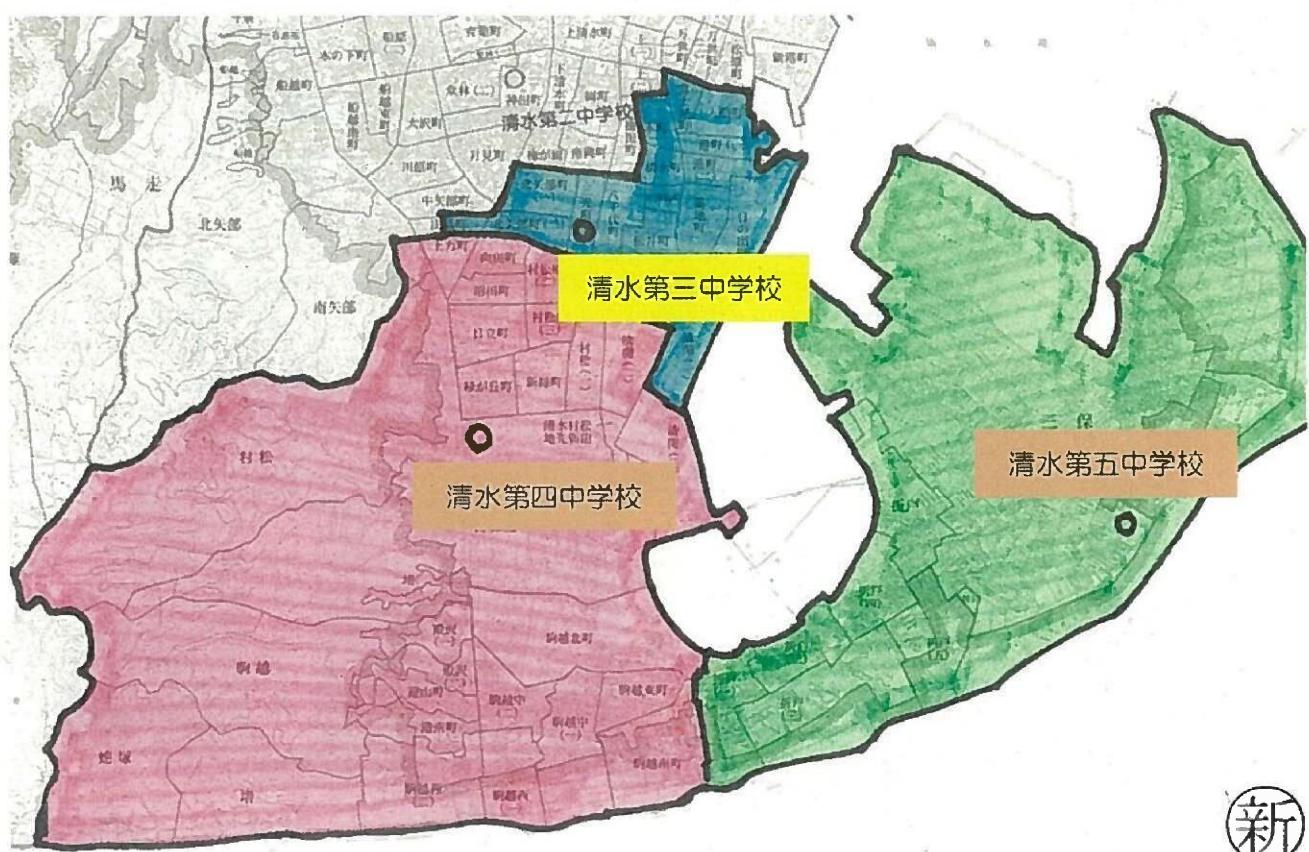


地図⑨



清水第四中(自・情)、清水第五中(自・情)の新設

清水第三中(自・情)の通学区域から分かれる。



地図 10

静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱（抜粋）

（通学区域の設定）

第3条 通学区域は、別表第1の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校の区分に応じ、同表の通学区域の欄に掲げる区域とする。

（指定学校の指定）

第4条 教育長は、政令第5条第2項の規定により、別表第1の通学区域の欄に掲げる児童等が現に居住している区域の区分に応じ、同表の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、教育長は、前項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校（以下「標準指定学校」という。）に代えて、別表第2の標準指定学校の欄に掲げる標準指定学校の区分に応じ、同表の指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

（指定学校の変更）

第5条 前条の規定にかかわらず、教育長は、別表第3の変更の事由の欄に掲げる変更の事由のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、政令第8条の規定による保護者の申立てにより、当該児童等に係る指定学校を、同表の変更の事由の欄に掲げる変更の事由の区分に応じ、同表の指定することができる学校の欄に定める小学校又は中学校に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、当該児童等に係る指定学校を、同項の規定により指定学校として指定することができる小学校又は中学校を標準指定学校とみなした場合に前条第2項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校に変更することができる。

別表第2（第4条関係）

1 知的障害特別支援学級

(1) 小学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立番町小学校、静岡市立新通小学校、静岡市立田町小学校及び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校
静岡市立清水浜田小学校及び静岡市立清水小学校	静岡市立清水小学校
静岡市立清水興津小学校、静岡市立清水小島小学校、静岡市立清水小河内小学校、静岡市立清水宗原小学校及び静岡市立清水両河内小学校	静岡市立清水興津小学校

(2) 中学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校及び静岡市立安倍川中学校	静岡市立城内中学校
静岡市立豊田中学校及び静岡市立高松中学校	静岡市立豊田中学校
静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水袖師中学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級

(1) 小学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立番町小学校、静岡市立新通小学校、静岡市立田町小学校及び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校
静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水江尻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水江尻小学校

(2) 中学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立大里中学校及び静岡市立中島中学校	静岡市立大里中学校
静岡市立清水第三中学校、静岡市立清水第四中学校及び静岡市立清水第五中学校	静岡市立清水第三中学校